

資料1-2

地方版図柄入りナンバープレートの 導入要綱骨子案について

(1)ご当地ナンバーの導入手続きについて

<ポイント>

- ・ ご当地ナンバーの導入に係る台数要件及び知名度に関する要件を地方部が利用しやすくなるように見直す。
- ・ 地域住民の合意確認方法に一定のルールを追加する。
- ・ 既存のご当地ナンバーを構成する自治体の変更及び地域名表示の変更を可能とする。

1. 導入基準

(1) 地域の基準

①地域名表示の台数要件 **変更あり**

地方部が制度を利用しやすくなるよう、以下2点を見直す。

ア) 軽自動車を考慮した台数要件の追加

(単独市区町村)	(複数市区町村)
次の基準のいずれかを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録車10万台以上 ・ 登録車と軽自動車の合計が17万台以上 	次の基準のいずれかを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の市区町村における登録車の合計が概ね5万台以上 ・ 地域の市区町村における登録車と軽自動車の合計が概ね8.5万台以上

イ) 複数市区町村で導入する場合の、**地域の知名度に関する要件を撤廃**し(2)の地域名の基準のみとする

②地域住民の合意形成の方法 **新規追加**

地域住民の合意を確認する方法に一定のルールを新たに設定。

ア) 地域的その他属性の偏りが無い等、適切な方法によりアンケート・ヒアリング等を実施すること

イ) 新規・変更登録等をする車は、すべてご当地ナンバーに順次変更されること等の新たな地域名表示の対象車を説明すること

(2) 地域名の基準 **変更なし**

当該地域を表すものとして、行政区画や旧国名などの地理的名称であり、当該地域を表すものとしてふさわしい名称である等の要件を満たすものであること。

(1)ご当地ナンバーの導入手続きについて

2. 申し込み手続き

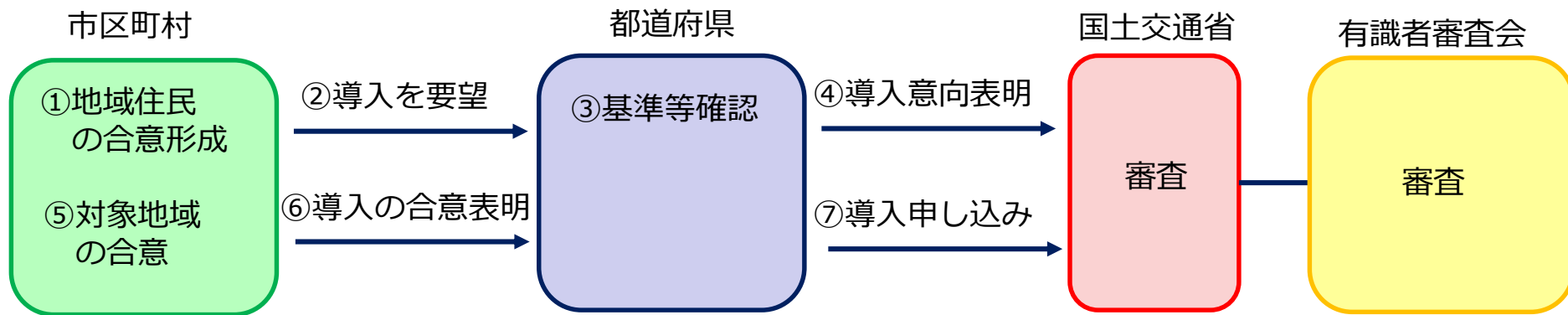
(1) 導入意向の表明 変更なし

- ・ご当地ナンバーの導入を希望する市区町村は、当該地域を管轄する都道府県に要望を行う。
- ・要望を受けた都道府県は、基準や手続きに適合しているか確認し、国土交通大臣に導入意向を表明する。

(2) 導入申し込み 変更なし

- ・導入意向を表明した都道府県は、対象地域に含まれるすべての市区町村の合意を得て、国土交通大臣にご当地ナンバー導入を申し込む。

<申し込み手続きフロー>



3. ご当地ナンバーの変更

既存のご当地ナンバーを構成する自治体の変更及び地域名表示の変更を可能とする。 新規追加

※変更手続きについては、新たにご当地ナンバーを導入する際の基準や手続きと同様する。

(地域名表示が変更となる地域住民の合意及び対象地域に含まれるすべての市区町村の合意を得るものとする等)

(2) 図柄入りナンバープレートの導入手続きについて

<ポイント>

- ・ 都道府県が導入主体となれるものとし、都道府県全域を単位とする図柄の導入を可能とする。
- ・ 地方版図柄が導入されている地域に、新たに図柄を導入する場合は導入済み地域との事前調整を行う。
- ・ 図柄の提案に際し、地域住民の意向把握方法等に一定の手続きを導入する。

1. 図柄の基準

導入主体が市区町村

(1) 交付地域の単位 変更なし

地域名表示を単位とするもの。

(2) ナンバープレートの種類 変更なし

地域名表示ごとに1図柄とし、寄付あり、寄付なし
(※)の2種類とする。※寄付なしはモノトーン

(3) 図柄の選定基準 変更なし

地域振興・観光振興に資するものである等の要件を
満たすものであること

導入主体が都道府県

(1) 交付地域の単位

都道府県は、2通りの方法で図柄の導入を申し込めることとする。なお、都道府県内のナンバープレートの地域名表示が1つの場合は、②のみ申込可能とする。

① 地域名表示を単位とするもの 変更なし

② 都道府県を単位とするもの 新規追加

(2) ナンバープレートの種類 新規追加

都道府県又は地域名表示を単位として1図柄ずつとし、寄付あり、寄付なし(※)の2種類とする。
※寄付なしはモノトーン

(3) 図柄の選定基準 変更なし

同左

(2) 図柄入りナンバープレートの導入手続きについて

2. 図柄の提案

導入主体が市区町村

(1) 地域住民の意向の把握 **新規追加**

図柄の提案にあたって、地域住民の意向に沿った図柄が提案されるよう、一定の手続きを新たに設定。

- ① 複数案から地域住民に図柄の導入意向を確認すること
- ② 地域住民の意向を踏まえ、最も支持のあった図柄を提案する方法又は地域住民の意向を踏まえた上で、有識者等により選定された図柄を提案すること
- ③ 地域的その他属性の偏りが無い等、適切な方法によりアンケート・ヒアリング等を実施すること

(2) 既存の図柄導入地域との調整 **新規追加**

既に都道府県版図柄入りナンバープレートが導入されている地域においては、提案内容について事前に都道府県と調整を行うこととする。

導入主体が都道府県

(1) 地域住民の意向の把握 **新規追加**

同左

(2) 既存の図柄導入地域との調整 **新規追加**

既に地域名表示を単位とした図柄を導入している地域が存在する都道府県においては、都道府県版を導入する際には、提案内容について図柄の導入地域と事前に調整を行うこととする。

(2) 図柄入りナンバープレートの導入手続きについて

3. 申し込み手続き

導入主体が市区町村

(1) 導入意向の表明 変更なし

図柄の導入を希望する市区町村は、国土交通大臣に導入意向を表明する。

(2) 導入申し込み 変更なし

図柄の導入を希望する地域は、国土交通大臣に導入を申し込む。

(3) 図柄の提案 変更なし

図柄の導入を希望する地域は、地域住民等の意向を把握した上で、国土交通大臣に図柄を提案する。

導入主体が都道府県

(1) 導入意向の表明 新規追加

図柄の導入を希望する都道府県は、国土交通大臣に導入意向を表明する。

(2) 導入申し込み 変更なし

①地域名表示を単位とする図柄の場合
同左

②都道府県を単位とする図柄の場合 新規追加

都道府県は、包含される市区町村の過半数以上の同意を得た上で、国土交通大臣に導入を申し込む。

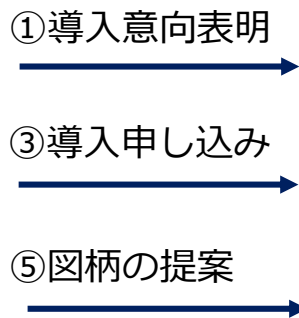
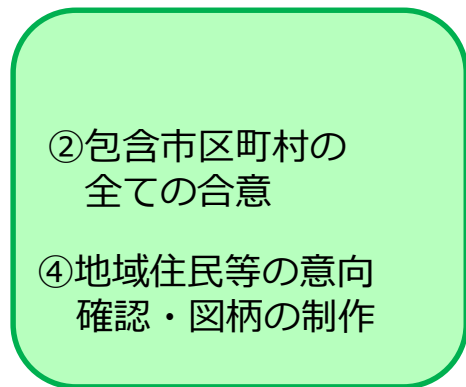
(3) 図柄の提案 変更なし

同左

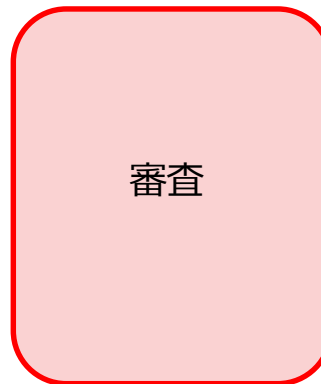
(2) 図柄入りナンバープレートの導入手続きについて

< 図柄の申し込み手続きフロー（導入主体が市区町村の場合） > 変更なし

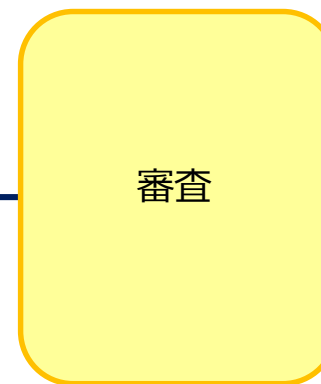
図柄導入希望地域（市区町村）



国土交通省

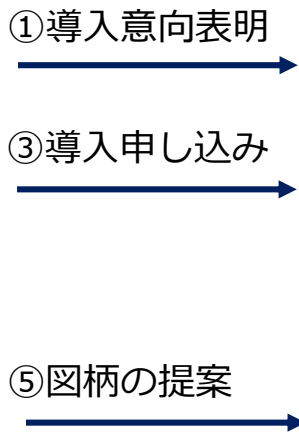
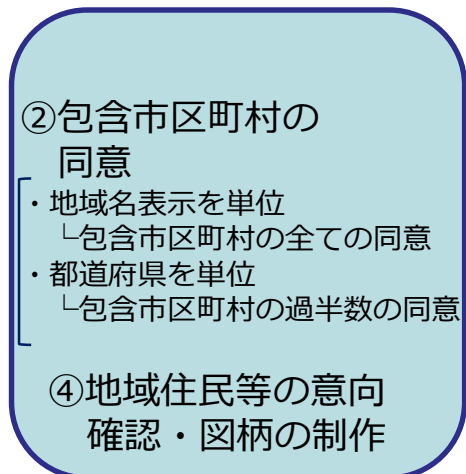


有識者審査会



< 図柄の申し込み手続きフロー（導入主体が都道府県の場合） > 新規追加

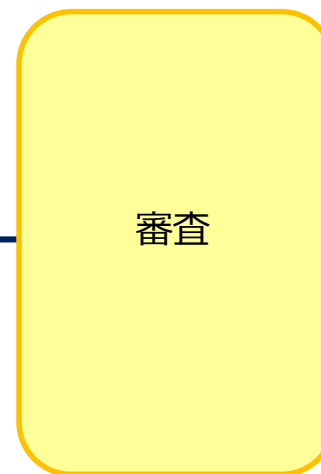
図柄導入希望地域（都道府県）



国土交通省



有識者審査会



<ポイント>

- ・ 図柄の交付期間を原則5年間とし、図柄の変更を可能とする。
- ・ 図柄の変更・更新等の手続きを定める。

図柄の変更・更新等の手続き

- (1) 図柄の交付期間を原則5年間とし、図柄の変更を可能とする制度を設ける。
- (2) 図柄の変更手続き等については以下の通りとする。
 - ① 交付期間満了日の約1年半前に図柄の変更を募集することとし、図柄の変更にあたっての、図柄の基準及び申込手続き等は、新規に図柄を導入する場合と同様とする。
(地域住民の賛同を得た上で、関係するすべての自治体において合意を得るものとする等)
 - ② 図柄の変更を行う地域では、図柄の変更が行われるタイミングで、変更前の図柄の交付は終了する。
- (3) 図柄の継続を希望する場合は、交付期間満了日の約1年半前に一定の基準による更新判断を行い、基準を満たしている場合に交付期間を5年間延長する。
- (4) 更新判断時に基準を満たさない場合、導入地域は図柄の変更か交付終了のどちらかを選択する。

既存の図柄導入地域へ適用

- 令和4年度の新規導入地域の募集にあわせ、任意の図柄の変更を募集する。
- 図柄の変更を行わない地域については、令和4年度の新規募集地域の交付期間の設定にあわせ、同じ交付期間（5年間）を設定する。（令和10年秋頃まで）
- 基準の達成状況は、令和4年度募集時地域の更新判断時（令和9年度当初頃）から同様に確認する。

(3) 図柄の変更を可能とする制度の創設について

【更新基準】

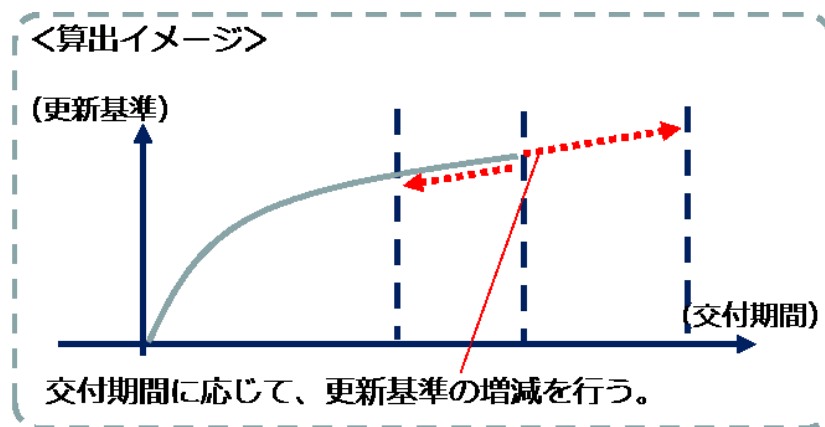
更新基準は以下の指標を用い、いずれかの指標の更新基準を満たすものとする。

①普及率：

特定時点の地域の総保有車両数に占める地方版図柄入りナンバープレート取付車両数の割合

(更新基準の考え方)

現在図柄を導入している地域の平均普及率の1/3を基準として、交付期間を勘案して算出。
 具体的には、既存の地方版図柄入りナンバープレートの交付実績を基にした、単月での普及率及び申込件数の増加率により、交付期間を勘案して算出する。



②申込件数：

直近1年間の地方版図柄入りナンバープレートの交付申込件数

(更新基準の考え方)

自動車ユーザーから一定のニーズがあり、ナンバープレートの生産・交付効率を考慮した件数を基準とする。

(3) 図柄の変更を可能とする制度の創設について

＜令和3年12月末時点の実績による試算（暫定値）＞

試算時点の全国平均普及率：0.89%

導入区分			R9年度更新判断時点での交付期間	更新基準(普及率)	更新基準(申込件数)
新規導入地域	第4弾	ご当地ナンバー導入を伴う地域	2年(24か月)	0.2%	500件
	第3弾	既存の地域名表示地域(都道府県版も同様)	3年半(42か月)	0.3%	500件
既存導入地域	第2弾	ご当地ナンバーを併せて導入した地域	7年(84か月)	0.6%	500件
	第1弾	既存の地域名表示地域	8年半(102か月)	0.7%	500件

※令和9年度更新判断時に用いる基準は、令和4年3月末実績により算出し、導入要綱に記載する

<ポイント>

- ・ 図柄導入地域は、普及目標等を記載した普及促進計画、普及促進報告を国土交通省に提出する。
- ・ 国土交通省は、各地域の普及促進状況の公表、情報共有の場の設定、国民への浸透を図るための広報を行う。

1. 普及促進計画と普及促進報告の提出

- (1) 図柄の導入地域は、導入時及び毎年4月中に当該年度（導入時は導入年度）の普及促進計画と前年度の普及促進報告（導入時は除く）を国土交通省に提出するものとする。
- (2) 普及促進計画には、以下の項目を記載することとする。
 - ① 交付期間中に達成を目指す普及目標（普及率、申込件数、地域独自の目標（任意））
 - ② 普及目標の達成に向けた取組の内容
- (3) 普及促進報告には、以下の項目を記載することとする。
 - ① 普及目標の達成度
 - ② 普及目標の達成に向けた取組の実績

既存の図柄導入地域へ適用

既存の図柄導入地域に対しては、令和5年4月から普及促進計画・報告の提出を求める。

2. 国土交通省における普及促進状況の公表・情報共有・広報

- (1) 国土交通省では、1. 2. で定める普及促進計画・報告と、各地域の四半期ごとの普及率・申込件数をホームページ上に公表し、普及が進まない地域等に対して、必要に応じてヒアリング・助言を行う。
- (2) 地方ブロックごとに、各地域の普及促進活動や寄付金活用事業等の取組の情報を共有する場を設ける。
- (3) このほか、国民への地方版図柄入りナンバープレートの浸透を図るための広報活動を行う。

(5) 寄付金活用事業について

<ポイント>

- ・ 交付開始前に、寄付金活用事業の協議を行う協議会を設置し、寄付金の活用方針を決定することとする。
- ・ 複数年に渡る寄付金活用事業の実施提案を可能とする。

1. 寄付金の使途 変更なし

対象地域の地域交通サービス改善、観光振興等へ活用するものとする。

2. 交付開始前の寄付金の活用方針の決定 新規追加

地方版図柄入りナンバープレートの交付開始までに協議会を設置し、寄付金の活用方針（具体的な使途や目標金額等）を決定することとし、地域住民や自動車ユーザーに対するPR活動へ活用できるようにする。

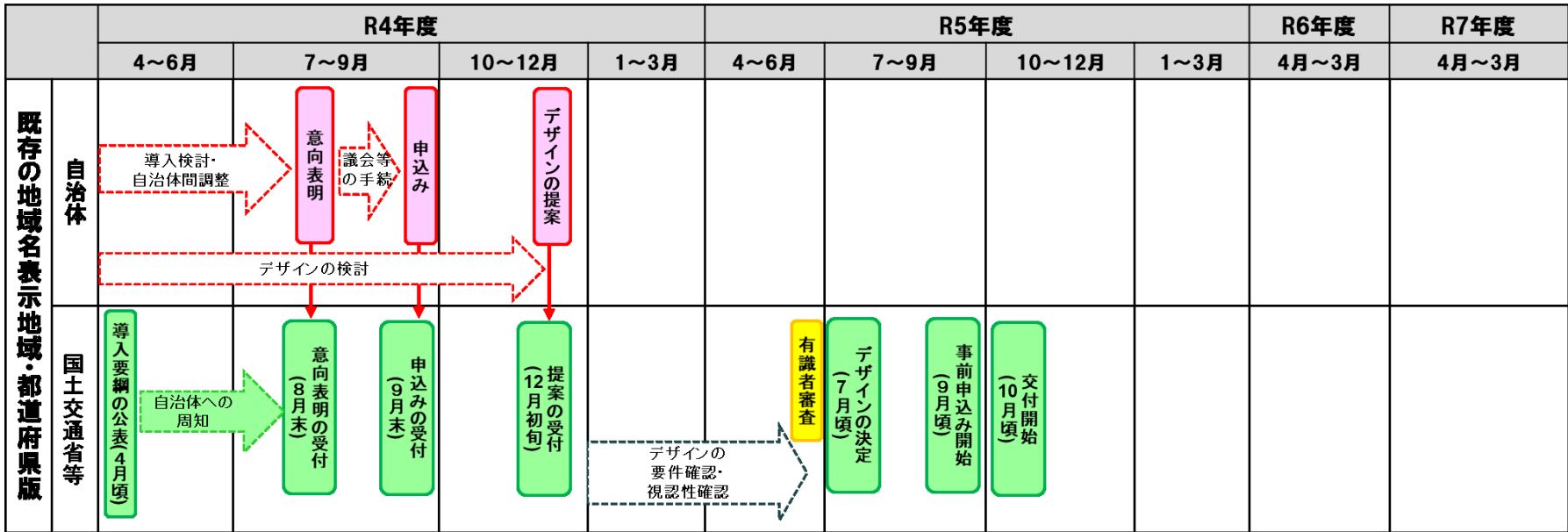
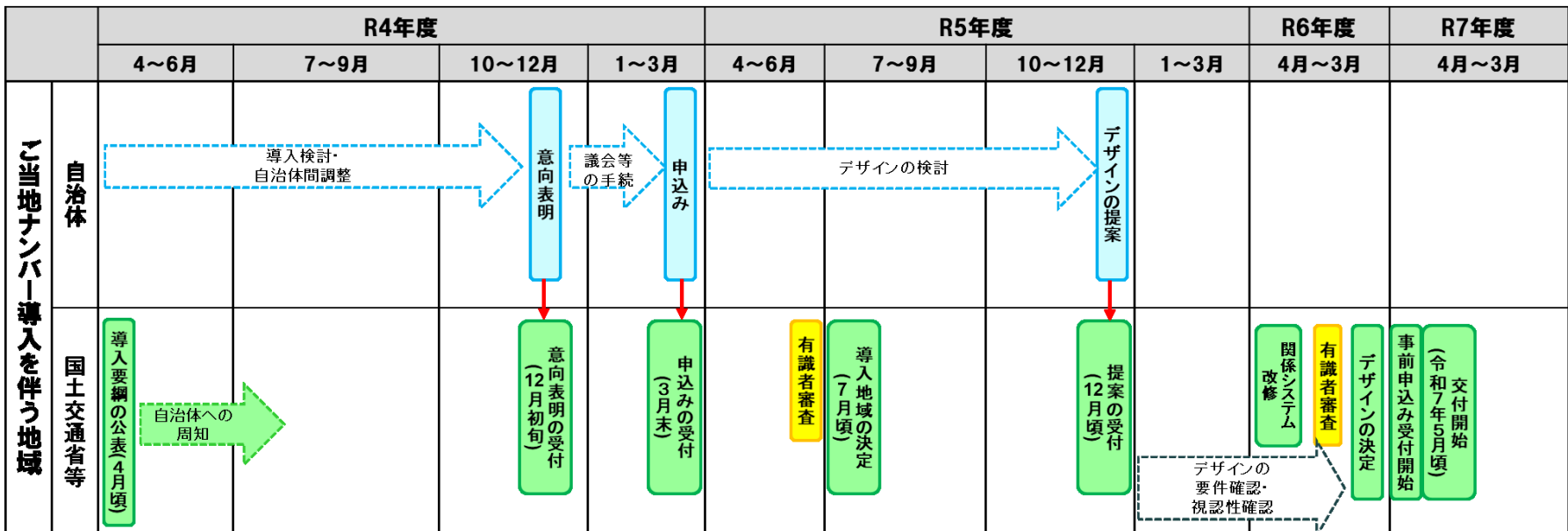
既存の図柄導入地域へ適用

既存の図柄導入地域が、協議会を未設置の場合は、令和4年度中の協議会の設置と、寄付金の活用方針の決定を求める。

3. 寄付金活用事業の実施期間 変更あり

単年度に事業が完了する寄付金活用事業だけではなく、**複数年**にわたる事業の実施提案を可能とする。

(6) 令和4年度に募集開始する地方版図柄入りナンバープレートの導入手続きスケジュール



※ご当地ナンバーの対象地域等の変更及び図柄の変更については、それぞれの新規導入スケジュールと同様

(7)地方版図柄入りナンバープレート導入要綱の種類と構成案

旧導入要綱	ご当地ナンバーの導入編	既存の地域名表示での導入編	
導入要綱	ご当地ナンバー導入・変更編	市区町村による導入・変更編	都道府県による導入・変更編
導入内容	ご当地ナンバー及び図柄	図柄のみ	図柄のみ
導入主体	市区町村 (申込は都道府県)	市区町村	都道府県 追加
ご当地関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご当地ナンバーの導入 <ul style="list-style-type: none"> ・導入基準 変更 ・申込手続き ○ ご当地ナンバーの変更 <ul style="list-style-type: none"> ・変更基準 ・申込手続き 	_____	_____
図柄関係	地域名表示を単位 <ul style="list-style-type: none"> ○ 図柄の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・図柄の基準 ・図柄の提案 変更 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 図柄の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・図柄の基準 ・図柄の提案 変更 ・申込手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 図柄の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・図柄の基準 ・図柄の提案 変更 ・申込手続き
	都道府県を単位	_____	_____
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・交付期間 (更新制度) 追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・交付期間 (更新制度) 追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・交付期間 (更新制度) 追加
共通項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査 <ul style="list-style-type: none"> ・有識者審査会 ○ 普及促進活動 <ul style="list-style-type: none"> ・普及促進活動の実施 ・図柄導入時の普及促進目標 ・普及促進報告及び計画の提出 ○ 寄付金 <ul style="list-style-type: none"> ・寄付金の管理・配分方法 変更 ・受領証明書の発行 ○ スケジュール 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査 <ul style="list-style-type: none"> ・有識者審査会 ○ 普及促進活動 <ul style="list-style-type: none"> ・普及促進活動の実施 ・図柄導入時の普及促進目標 ・普及促進報告及び計画の提出 ○ 寄付金 <ul style="list-style-type: none"> ・寄付金の管理・配分方法 変更 ・受領証明書の発行 ○ スケジュール 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査 <ul style="list-style-type: none"> ・有識者審査会 ○ 普及促進活動 <ul style="list-style-type: none"> ・普及促進活動の実施 ・図柄導入時の普及促進目標 ・普及促進報告及び計画の提出 ○ 寄付金 <ul style="list-style-type: none"> ・寄付金の管理・配分方法 変更 ・受領証明書の発行 ○ スケジュール